

第98回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

令和2年9月25日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	金澤孝良	2番	児玉雅善
	3番	加古原瑞樹	4番	千種和英
	5番	小林裕和	6番	廣利一志
	7番	竹内日出夫	8番	岡本義次
	9番	金谷英志	10番	山本幹雄
	11番	岡本安夫	12番	西岡正
	13番	平岡きぬゑ	14番	石堂基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	大 上 千 佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	大 永 和 重
	住 民 課 長	山 田 裕 彦	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	松 阪 鉄 矢
	農林振興課特命参事	衣 笠 俊 博	商工観光課長	真 岡 伯 好
	建 設 課 長	重 崎 勇 人	上下水道課長	梶 本 周 作
	上 月 支 所 長	高 見 浩 樹	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫
	三日月支所長	服 部 吉 純	会 計 課 長	尾 崎 基 彦
	教 育 課 長	宇 多 雅 弘	生涯学習課長	安 東 文 裕
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 認定第 1 号 令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2. 認定第 2 号 令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3. 認定第 3 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4. 認定第 4 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5. 認定第 5 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6. 認定第 6 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 認定第 7 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8. 認定第 8 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9. 認定第 9 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 11 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 12 号 令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 13 号 令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 14 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 15 号 令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（石堂 基君） おはようございます。皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えました。本日も慎重にご審議賜りますようお願いいたします。ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。日程に入る前に庵途町長から発言の申し出がありますので許可します。庵途町長。

町長（庵途典章君） 会議冒頭で時間をいただきますけれども申し訳ございません。

先般、児玉議員からの一般質問の中で、私が事実と反する答弁をしてしまったということがありますので、お詫びを申し上げ訂正をさせていただきます。

児玉議員から南光スポーツ公園の中に植えてある原爆 2 世の木についてのご質問の中で、

私は記憶になかったことは事実なんですけれども、全く記憶になく知らないというふうに答弁をいたしております。

その後、会議の後、平岡議員と児玉議員のほうから、以前に、そういう質問をしたことがあると。そういうことで、町長が知らないというのは、これは事実と反するという申し入れを受けました。

私も、この合併以来、90回以上を超える議会がありまして、その中で、その都度、多くの議員の皆さんから多岐にわたるいろんな質問をお受けしてお答えをさせていただいております。そういうことで、なかなか、それを全て記憶しているということは、当然、私の能力ではできませんので、そうした記憶がなかったということ、記憶が失せてしまっていたということは事実でありますので、ただ、議事録を確認をいたしましたら、そうした多くの質問の中で、原爆の木のことについて、平岡議員のほうに触れられて、私が答弁をしていたという事実を確認をいたしました。

そうした事実があったことは、これは確認をしましたので、私が、その事実と反する答弁をしたということについて、お詫びを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、なかなか、そういうことで、これからも、いろんなご質問いただきますけれども、全てを記憶していることは無理であります。そのために議事録というものが、当然、こうして、きちっと整備をされております。

こうしたご質問、事前通告があるわけですから、その都度、以前に、こうした質問をしたことがあると、それに対してどうだということを通告の中で、できれば明記をしていたければ、私もその議事録を確認をして、その答弁をした、以前にしたことについて、それに即した、また、お答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石堂 基君） ただ今、町長から9月15日の一般質問の答弁における発言について、申し出のとおり訂正したい旨ありました。質問の発言の訂正につきましては、議長許可となりますので、これを許可します。よろしくお願いします。

それでは、日程に入ります。

-
- | | |
|------------|---|
| 日程第1．認定第1号 | 令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第2．認定第2号 | 令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第3．認定第3号 | 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第4．認定第4号 | 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第5．認定第5号 | 令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第6．認定第6号 | 令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第7．認定第7号 | 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第8．認定第8号 | 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |

- 日程第 9. 認定第 9 号 令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10. 認定第 10 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11. 認定第 11 号 令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12. 認定第 12 号 令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13. 認定第 13 号 令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14. 認定第 14 号 令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15. 認定第 15 号 令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

議長（石堂 基君） 日程第 1 から日程第 15 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、認定第 1 号、令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 15、認定第 15 号、令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第 1 号から認定第 15 号までについては、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員会の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、山本幹雄委員長。

〔決算特別委員長 山本幹雄君 登壇〕

決算特別委員長（山本幹雄君） 第 98 回定例会決算特別委員会委員会報告をいたします。

本特別委員会は全議員でなる特別委員会でありますので、内容においては、かいつまんで報告させていただきます。

特別委員会第 1 日目、日時、令和 2 年 9 月 3 日、午前 9 時開会。

場所、佐用町役場庁舎西館 3 F 議場。

出席者は、委員長の私、副委員長の千種議員。金澤議員、児玉議員、加古原議員、小林議員、廣利議員、竹内議員、岡本義次議員、金谷議員、岡本安夫議員、西岡議員、平岡議員。

説明のため出席した者の職は、町長、副町長、教育長、各課課長、各支所長及び関係室長に担当職員。

職務のため出席した者は、中石局長、大上局長補佐。

まず、認定第 1 号、令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を行い、佐用町財産に関する調書についてを質疑いたしました。質疑はなく終結。

続いて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入について審査を行いました。

まず、5 款、町税についての質疑を行いました。

質疑として、固定資産税で今回、土地だけでなく、家屋、償却資産等全体的に増えている要因について。答弁としましては、平成 30 年度に完成した家屋の全棟調査によって増加。太陽光発電が増え、申告が増え増加した。

質疑としましては、所得割の個人について、700 万円余り減額の理由は。答弁としましては、納税者の減少、所得税納税者も 100 人減少。

町税についての質疑は終結し、続いて 10 款、地方譲与税から 35 款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行いました。

質疑としましては、地方消費税交付金、社会保障財源は 1 億 2,000 万円余りにとどまっている理由は。答弁としまして、社会保障財源分の交付金は、人口割で案分。地方消費税は 1.7%から 2.2%に増えたが、経過措置により令和元年度分は据え置きで、令和 2 年度分から増える。

地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの質疑を終結し、続いて、40 款、分担金及び負担金、45 款、使用料及び手数料について。

質疑としましては、キャンプ場の収入増、入込客増は施設改善の効果なのか。どういった年代層なのか。答弁としては、施設の改善で利用者の方に喜んでいただいている。

質疑として、保育料で、元年度は 10 月から無償化になった。10 月からの影響額と、1 年を通しての見込額は。答弁としまして、月約 155 万円の減収、1 年間に換算すれば、約 1,860 万円の減収。その減収分は、国から 2,202 万 1,000 円が交付される。

続いて、質疑としまして、町民プールの使用料で、昨年度の利用実態と、今後の活用見通しについて。答弁としましては、395 名がスクールの会員で微増。町内外にも P R し、利用者増に努めたい。

分担金及び負担金、使用料及び手数料の質疑を終結し、続いて、50 款、国庫支出金についての質疑に入る。

質疑、へき地児童生徒援助費等補助金について。答弁として、本年度統廃合した佐用小・利神小のスクールバスの購入費等。

国庫支出金についての質疑を終結し、続いて、55 款、県支出金について。

質疑としまして、昨年は住民参加型という事業があったが、今回、農山漁村地域整備事業になっている。名称変更なのか。答弁としましては、今回の農山漁村地域整備交付金は全くの新規事業である。

質疑、土木費、委託金の河川整備委託金の 500 万円。県も河川整備、河川浚渫をしているが、追いつかない。町に委託して事業促進を図っているが、要望箇所が多く、町も町費を上乗せして事業を実施している。事業によっては事業費の増減が出てくると思うが。答弁として、なかなかできないということから、2 分の 1 ということで、500 万円の補助、定額補助というふうに聞いている。

県支出金の質疑は終結し、続いて、60 款、財産収入から 85 款、町債までの質疑を行う。

質疑として、ふるさと応援寄附金が大幅に増えている。要因と返礼品、返礼の割合について。答弁は、前年度の実績を見て、少し低めの予算を組んだ。返礼品割合は 30%以内と決められている。

財産収入から町債までの質疑を終結し、続いて、一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出について審査に入る。

5 款、議会費について、質疑はなく質疑を終結し、続いて、10 款、総務費について。

質疑、委託料で定住自立圏域シティプロモーション事業委託料、当初予算が 400 万円で、この 270 万円に減額された要因と効果は。答弁としまして、この経費はテクノ、播磨科学公園都市の情報発信をするホームページ「テクノ界限」の作成で、そのホームページから各構成市町のホームページにリンクでき、各構成市町にも交流人口を増やせる狙いを持って作成。

質疑として、旧木村邸及び木村酒造場跡地の活用事業の工事の進捗状況は。答弁としましては、母屋は腐食した柱、梁の修理を行い、土間コンを打設し、シロアリに対する処理

をしている。旧酒造場の関係は、8月下旬から精米所の解体に着手し、現、精米所のほうは取り壊しが進んでいる。

質疑として、まちづくり推進費で、報償費、委託料、アドバイザー等謝金に、委託料では、地域づくり協議会に係る共同研究委託料、昨年度の振り返りの効果は。答弁としまして、昨年度は平福、江川、久崎、徳久4地区に、4人のアドバイザーが各地域を受け持ち、これまでの活動を振り返った。今、実施しているイベント的な事業を見直してみようというところがあったり、これから必ず効果が出てくると感じている。

そして、質疑として、防犯灯工事、予算では150万円。決算で201万円余り。増加についての説明を。答弁、上月の街路灯組合から相談を受け、組合を解体したい。会員が減り運営ができないとのこと。そこで、街路灯組合の街路灯を全て撤去し、全て防犯灯、街路灯に変えた。

続いて、質疑として、負担金補助及び交付金で、老朽危険空き家除去支援事業補助金は2件だが、2件にとどまった理由と除去についての課題はあるのか。答弁として、所有者の経済的なことや相続関係の課題があり、個人で対応できない部分について、国庫補助、県費、町費を入れた形での事業で対応できないかと協議し、取り組んでいる。

総務費の質疑は終結し、続いて、15款、民生費についての質疑に入る。

質疑として、障害者福祉費、扶助費で、コロナの影響は続いているが、利用者が利用を控えたり、職員も、それなりの対策を取らなければいけないということで、影響はあったのか。答弁として、施設利用者の面会の制限、外出の制限が行われ、施設職員は、施設の消毒、マスク着用など感染予防の対策を取った。利用に関しては、感染予防の影響は特になかったと思う。

民生費の質疑は終結し、続いて、20款、衛生費について。

質疑としましては、清掃費の負担金補助及び交付金、にしはりま環境事務組合負担金で、佐用町の経費負担割合を減らすという意味でも、ごみの処理量の削減には努めるべきだが、どのような努力をしたのか。答弁として、町民にPR、社会福祉協議会と連携して、高年クラブ、排出抑制に関する講演会等の実施。集団回収助成金やコンポスト助成金を交付し、排出抑制に努めた。

衛生費の質疑を終結し、続いて、25款、農林水産業費についての質疑に入る。

質疑として、負担金補助及び交付金で、ふるさとづくり協議会設置から15年近くなるが、今までの活動を踏まえての現状と今後の運営方針、改善は。答弁としましては、様々な手法を凝らし、活性化を図り、アドバイザーを入れ、いろんな活動事業をやってきたが、高齢化により、活動が縮小している。去年は、大木谷での棚田オーナー制度が中止になった。そういったことで、各々の団体は都市との交流を実施しており、会で支援していくとともに、自分たちができる範囲の中で、集落の負担とならない共同イベント等を粛々と実施している。支援をしながら活性化を図りたいと思う。

農林水産業費についての質疑は終結し、続いて、30款、商工費について質疑を行う。

質疑としましては、毎年、商工会に2,672万円、同額を助成しているが、その根拠は。答弁としまして、毎年、予算協議を行っているが、年々、会員数も減少、県からの補助も減少し、厳しい状況が続いている中で、町の施策並びに町事業に非常に取り組んでいただいている。

商工費についての質疑は終結し、続いて、35款、土木費についての質疑を行う。

質疑としまして、急傾斜地崩壊対策事業負担金について、同年度、何か所の該当工事をしたのか。(答弁、)この事業は、県が行う事業で、この負担金は、県が行った事業に対して、町が一定割合、負担金を払っているということで、全ての地区を合計すると19地区になります。

土木費の質疑は終結し、続いて、40 款、消防費の質疑を行う。

質疑として、非常備消防費、災害補償の金額 105 万 6,630 円の内容について。答弁として、消防団員 1 名に対する公務災害補償で、昨年度の運動会において、消防団の演技中にけがをされた。それに対しての入院診療費 20 日分や外来診療費 4 日分等。

消防費の質疑は終結し、以上で、第 1 日目の日程を終了し、午後 5 時 1 分に解散した。

第 98 回定例会決算特別委員会、2 日目。

日時、令和 2 年 9 月 4 日、金曜日、午前 8 時 58 分開会。

場所、佐用町役場第 1 庁舎西館 3 F 議場。

出席者は、全員であり、説明のため出席を求めた者は、前日 1 日目と同じであります。

引き続き、審査に入ります。

45 款、教育費について。

質疑として、給食センター運営費で、負担金補助及び交付金、地産地消・質的向上給食推進費で、教育評価で A 評価されているが、佐用町の野菜は 30 数パーセントぐらいが地産地消、これで A 評価でいいのか。答弁として、この事業については、特別、地産地消ということで、1,200 万円余りの町費を給食費の上乗せに追加しているということが続け、半額補助もしている。特別な支援をしている意味で A 評価としている。

教育費としての質疑は終結し、続いて、50 款、災害復旧費についての質疑を行う。

質疑、農林水産施設災害復旧費、負担金補助及び交付金、85%の補助で平成 30 年 7 月の災害の復旧費用で、平成 30 年度、令和元年度でほぼ完了。全体で約 1 億 5,000 万円、被災者に支援した。この災害復旧に対しての総括、内容をどう判断するのか。答弁として、平成 30 年 7 月豪雨で起きた被害の復旧で、申請は 259 件。そのうち、12 件を令和元年度に繰り越した。農家の方は、水が要る時期に災害が起きたといった中で、総括では、なるべく早く工事の復旧へ努めたい。原則、工種として、現年に復旧するという形で実施したい。地元負担が少なくなるよう、国の制度の基準があれば、それに適合させ、負担が少しでも少なくなるよう、今後の農業のモチベーションが失われないよう、所得が少しでも補完できるよう対応したと総括した。

災害復旧費の質疑は終結し、続いて、55 款、公債費の質疑を行った。

質疑、繰上償還された起債の種類と、概要及びその内容と、繰上償還を行う方針について。答弁、令和元年度における繰上償還額は 7 億 6,354 万 5,870 円。内訳は、庁舎増築事業費など。方針としては、その額は、必要な基金への積立てを行い、歳入歳出予算の剰余額や起債償還状況などを総合的に判断して決定している。

公債費の質疑は終結し、続いて、60 款、諸支出金についての質疑に入る。

質疑、積立金、公共施設等整備基金積立金、この基金の積立てについて、額が増えているが、基金は合併した平成 18 年には 67 億 2,000 万円で、令和元年度では 98 億 9,400 万円。基金残高が増える中、財調よりも公共施設等整備基金に積み立てているというのは、どういう方針なのか。答弁として、この基金は特目基金で、佐用町として財政の安定化を図るために基金を造成してきた。この公共施設においても、学校施設においても、一通りの整備ができていますが、必ず、これから老朽化し再整備が必要になってくる。そのためには非常に大きなお金がかかる。こういう事業を計画的に行うために、有利な財源があるうちに事業を行い、基金も積み立てていかなければならない。中長期的な視点に立った財政運営で積み立てを行っている。

諸支出金についての質疑は終結し、続いて、80 款、予備費についての質疑に入る。

質疑はなく、質疑を終結し、以上もちまして、一般会計歳入歳出決算についての質疑を終結しました。

続いて、討論を行い、まず、原案に反対からの討論があり、続いて、賛成討論がありま

した。討論を終結し、採決を行いました。

認定第1号を、挙手によって採決し、挙手、多数で、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑、令和元年度ソーラー事業の収入は。答弁としまして、発電量は、中山発電所が607万3,000キロ余りの発電に対し、2億6,400万円余りで、秀谷は、7月から発電を開始し、786万キロ余りの発電に対して、2億600万円余りである。

歳入についての質疑を終結し、続いて、メガソーラー事業収入特別会計歳出について。

質疑として、一般会計に7,280万3,000円繰り出している使途について。答弁としまして、一般会計へ繰り出しは、合併振興基金への積戻し、町単独造林事業補助金、子育て支援券配布等に充当している。

歳出についての質疑を終結し、討論を行う。討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第2号を挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第2号、令和元年度メガソーラー事業収入特別会計については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入について。

質疑として、国民健康保険税の収納率、現年度分の徴収実績について、それぞれの徴収率96%が、今回は97.4%、1.4ポイントの向上は大きい。さらに、滞納分、過去3年の徴収率が18.8から22.68、そして昨年の24.16。これは、単に徴収部門が頑張ったという要因だけでなく、例えば、実粟の連携事務が功を奏しているのか。答弁としまして、現年分の徴収率97.43%は相当高いと自負している。要因は、1点は、年金特徴の方が非常に増えている。もう1点が、口座振替、コンビニ納付、クレジットも導入し、様々な納付方法を取り入れている。そして3点目が、滞納繰越分の徴収の強化、実粟市との併任徴収は、県下で他に例はなく、非常に効果がある。

歳入についての質疑を終結し、続いて、歳出についての質疑。

質疑として、準備基金積立金についての根拠、考え方について。答弁は、この基金は保険税の収納不足に対応するための基金で、当該年度の歳入決算見込額から歳出決算見込額を引いた額から、翌年度の療養給付費を精算する返還金、それから、保険税の還付や特定健診の交付金の返還の財源として、翌年度に繰り越す額を控除した額を基金に積むことにしており、翌年度の療養給付費等の精算による返還金について、一旦、基金に積み、さらに返還時期が翌年の3月なので、その間に一旦、基金に積み、取り崩して返還をするという取り扱いをしている。昨年度は、その歳計剰余金が多く県からの特別交付金のうち、結核・精神医療費分を当初予算で見込んでいなかった分、歳入が増え剰余金が増えることになり、基金の積み立てが多かった。今年は、その特別交付金は当初予算から組んでいるので、剰余金そのものも減った。

歳出についての質疑は終結し、続いて、討論を行った。まず、原案に反対する討論があり、続いて、賛成討論があった。討論を終結し、採決を行った。

認定第3号を、挙手によって採決し、挙手、多数で、認定第3号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第4号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出特別会計決算の歳入について。

質疑として、滞納者の差押え、年金の差押えが1件あるが、年金の差押えは問題があるのではないかと。答弁としましては、年金は給与と同じで、限度額はあるが、その限度額を超えた年金部分については、差押えができる。

歳入についての質疑を終結し、続いて、歳出についての質疑を行う。

質疑はなく、歳出の質疑を終結し、直ちに討論を行った。まず、原案に反対する討論があり、続いて、賛成の討論があった。討論を終結し、採決を行った。

認定第4号を挙手によって採決し、挙手、多数で、認定第4号は、原案のとおり認定された。

認定第5号、令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑を行う。

介護保険料について、低所得者、非課税の方に軽減策も取られているが、全体、10段階を通しての軽減策は取ったのか。答弁としましては令和元年度の軽減策は、10月に消費税率が8%から10%に見直され、これに伴い低所得者の方の介護保険料を軽減するという国の制度に基づき、軽減をした。なお、今年、6月議会にも条例改正を上程し、可決済みで、今年も同じく軽減策を取っている。

歳入についての質疑を終結し、歳出についての質疑を行う。

質疑、包括的支援事業費について、事務作業の総合事業を担う事務所は、事務作業の手間がかかるのに、保険給付費より報酬が低い。体制が取れたのか。その事業の中で、認知症対策や在宅医療、介護の推進も図るということになるが、この総合事業、地域支援事業の中で介護の体制、それから、認知症の対策は、どういうふうに図られるか。答弁として、佐用町としては、総合事業として、平成29年から介護予防日常生活支援事業として、実情に応じて、町内各地域にバランスよく事業所があり、総合事業の対応をしていただいているという現状。認知症対策の推進は、認知症になっても、できる限り、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症初期集中支援チームからの訪問をはじめ、認知症専門員による物忘れ相談、認知症の正しい知識を持っていただくための家族会を設置している。

歳出についての質疑を終結し、続いて、令和元年度佐用町介護保険特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算の歳入について、質疑として、質疑はなく、質疑を終結し、続いて、歳出の質疑。歳出の質疑はなく、歳出の質疑を終結する。

続いて、討論を行う。まず、原案に反対の方の討論があり、続いて、賛成の方の討論がある。討論を終結し、採決を行う。

認定第5号を、挙手によって採決し、挙手、多数で、認定第5号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第6号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の歳入についての質疑を行う。

質疑はなく、続いて、歳出の質疑を行う。

質疑、平福から林崎への移動に伴い職員数や体制については。答弁とし、体制は変わらない。

歳出についての質疑は終結し、討論を行う。討論はなく、討論を終結し、採決を行う。

認定第6号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第6号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第7号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入について、質疑として、滞納繰越分と今後の見込み。答弁としまして、詳細な答弁がある。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出の質疑を行う。

質疑、現場管理の工事、簡易水道ができて40数年経過し、工事請負費の機器の改善、修繕は定期的に必要で、特に、急務に改善しなければならない管種とか管路の延長がどのくらいなのか。これから、どう改善していくのか。答弁としては、改善しなければならない管渠は、現在、佐用町には477キロの水道管あり、铸铁管以外の管が187キロあり、この187キロについて順次整備する必要があると思う。現在、アセットマネジメント計画によって財政収支も考えながら、事業限度額を4億5,000万円と考えており、それ以内で順次

計画を立てて更新をしていこうと考えている。

歳出についての質疑を終結し、討論を行う。討論はなく、討論を終結し、採決を行う。

認定第 7 号は、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 7 号は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第 8 号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の歳入について。

質疑はなく、質疑を終結し、続いて、歳出の質疑を行うが、質疑はなく、歳出の質疑を終結し、討論を行う。討論はなく、討論を終結。

直ちに、採決に入る。認定第 8 号を挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 8 号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第 9 号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の歳入について。質疑はなく、歳入の質疑を終結し、続いて、歳出の質疑を行うが、質疑はなく、歳出の質疑を終結し、続いて、討論を行うが、討論はなく、討論を終結し、採決を行う。

認定第 9 号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 9 号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第 10 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の歳入について、質疑はなく、歳入の質疑を終結し、続いて、歳出の質疑を行う。

質疑は、緑地植栽管理委託料の委託先と内容について。答弁は、委託先は、株式会社矢代法師園で、内容は、緑地帯、芝生広場等の草刈、剪定、病害虫の委託作業。

歳出の質疑を終結し、討論に入る。討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第 10 号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 10 号は、原案のとおり認定される。

続いて、認定第 11 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の歳入について。

質疑として、一般会計から繰入 3,700 万円、前年度より 700 万円の増加の要因は。答弁として、送迎用のバスを購入。

歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての質疑を行うが、質疑はなく、歳出についての質疑を終結する。

続いて、討論に入るが、討論はなく、討論を終結し、採決を行う。

認定第 11 号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 11 号は、原案のとおり認定される。

続いて、認定第 12 号、令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の歳入について。

質疑はなく、終結し、続いて、歳出の質疑を行う。歳出の質疑はなく、歳出の質疑を終結し、直ちに討論に入るが、討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第 12 号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 12 号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第 13 号、令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の歳入について。

質疑はなく、質疑を終結し、続いて、歳出の質疑を行う。質疑はなく、質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第 13 号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第 13 号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第 14 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の収入及び支出を一括し、質疑を行う。

質疑、損害防止費、野生動物の防護柵設置事業助成は4月から組織が変わったが、引き続き助成はあるのか。答弁として、佐用町独自の事業でやってきた。今回一本化になったが、3年間は継続との約束をしている。

農業共済事業特別会計歳入歳出決算についての質疑を終結する。

続いて、討論に入るが、討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第14号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第14号は、原案のとおり認定された。

続いて、認定第15号、令和元年度佐用町水道事業会計決算の収入及び支出を一括して質疑を行う。

質疑として、水道事業の営業収益で280万8,000円の決算減額の要因は。答弁として、大口使用事業所が想定より、かなり少額になった。その他の営業収益は、受託工事収益、水道新規加入の工事費用が想定より少なくなった。他会計負担金は消火栓の維持管理費として修繕負担金がなく、75万円減額で予算より280万円程度減額。

水道事業会計決算についての質疑を終結し、討論に入る。討論はなく、討論を終結し、採決に入る。

認定第15号を、挙手によって採決し、挙手、全員で、認定第15号は、原案のとおり認定されました。

以上、全ての審査を終了し、午後2時26分に閉会しました。

以上をもって、決算特別委員会に審査を付託されました案件の概要報告といたします。

なお、詳細な委員会報告は事務局にありますので、ご覧いただけたらと思います。

以上で、委員会報告を終わります。

議長（石堂 基君） 決算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、決算特別委員会で、議案に対する質疑は終結していますので、認定第1号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず、認定第1号、令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 認定第1号、令和元年度佐用町一般会計決算認定に反対の立場で討論を行います。

当会計は、国の消費税10%増税の下、低所得者ほど負担が重くなり、年金生活者の場合は、物価が上がっても賃金が下がったら年金額を下げる。物価も賃金も上がってもマクロ経済スライド分だけ年金の伸びを抑えるなど暮らしを直撃されています。

消費税が導入されて30年になりますが、消費税で増収になった金額397兆円は法人三税298兆円の減収。所得税、住民税の減収275兆円で増税分はすっかり消えてしまっています。消費税頼みのやり方では、財政はよくなりません。

一般会計決算認定反対の第1の理由として、基金のため込みです。令和元年度末基金現在高は、昨年度からさらに、5億489万円積み増しし、総額107億5,208万円になりました。これまで、合併11年目から普通交付税の一本算定により、交付税の大幅な減額が行われるとしていましたが、国の地方交付税の減額緩和措置が行われ、佐用町の地方交付税の

大幅減額に備える基金の積み立て根拠は崩れています。また、目的基金である公共施設等整備基金を1億7,369万円積み増しし、14億4,245万円にしました。施設の老朽化は全国の自治体が抱える課題です。総務省自治財政局長は、これまでも公共施設の老朽化対策をはじめ、地方財政措置を拡充している。こういう状況を考慮した上で、基金の適正管理をお願いしたいと指摘しています。佐用町だけが備えるというものではありません。合併算定替に備えるとして積み立ててきた、これら基金は町民の暮らしを守るために有効に活用すべきでした。

第2の理由として、町民の暮らしを応援する手立てについて、国保税や介護保険料利用料の軽減のために一般会計からの繰り入れで住民負担を軽減するべきでした。子育て支援のさらなる充実のために、保育料は第1子から完全無料化に、学校給食費は完全無料化にするべきでした。子供の医療費無料化は高等学校卒業まで拡充されたことについては、歓迎しております。若者の経済的負担軽減のために、町独自の奨学金制度を創設し、国の給付性の奨学金制度の拡充を求めるべきでした。小中学校児童生徒の副教材費相当分の補助では、商品券の発行は町内業者の売上額の効果は限定的で、経費と手間もかかります。直接町予算の中で見るとすべきでした。保育士の正職員化を進めて保育の質の向上。職員の職業意識の向上を図るべきでした。交通弱者の増加が見込まれる中、公共交通の充実をするべきでした。外出支援サービスのさよさよサービスの毎日運行、コミュニティバスは毎日運行や全町域を網羅した運行。福祉タクシー利用回数制限の緩和、健康で長寿を喜べる施策の充実においては、健康診断で、新たにABC検査の導入は評価いたします。歯科検診の在宅訪問診療の拡充など8020運動の推進を強化すべきでした。民生教育使用料は約2,800万円でした。歳入全体に占める割合として、一般会計ですが約2%です。文化スポーツの発展を支援するために町民の公共施設利用料は免除すべきでした。

第3の理由として、地域振興の推進です。その1つ、農業では、2019年度から国連が呼びかける家族農業の10年が始まりました。日本農業新聞が2018年に公表したJA組合長へのアンケートで、必要な施策は何かに対して、中小を含めた多様な担い手を対象とする所得政策が65%と3分の2を占めました。農地集積による大規模農家支援ではなく、家族小規模農家への支援を強化すべきでした。地域づくり協議会の活動を振り返る事業が、昨年、実施されておりますが、その成果を生かし、地域振興の実効性のある取り組みをするべきでした。地域経済を支える中小企業振興条例を制定し、地域循環型の経済政策を進めるために、住宅、店舗リフォーム助成事業の創設。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定し、取り組みをするべきでした。

以上、過疎化が急速に進んでいる中、誰もが住みやすいまちづくりが一層大切になっています。生活環境の整備、産業の振興、教育文化の発展、安心して暮らせる福祉・医療の充実に不十分な決算であることを指摘し、反対理由といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（石堂 基君） 小林議員。

5番（小林裕和君） 令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、基金の積み立ての有無。それから、子育て支援の充実等々、各施策へのより一層の配慮をすべきだという、今の反対討論でした。

が、監査委員の審査意見報告書及び決算特別委員会で慎重に審議したとおり、各分野にわたる予算編成がなされて、適正かつ効果的に滞ることなく執行され、安定した財政運営がされていることが認められます。

また、債権管理条例の施行により、適正適格な債権管理と効果的で効率的な債権回収を進めるとともに、不納欠損処理を決断されたことは、費用対効果と現状を鑑みた対応として評価するものです。

人口減やコロナ禍による影響で収入の減少による財政状況は厳しさが増していくことは明らかであります。住民の目線に立った行政サービスが求められており、より一層の補助金等の交付とともに、事務事業、施策の見直しが急務であることを申し添え、令和元年度佐用町一般会計歳入歳出決算は堅実かつ安定した施策と財政運営が行われたことで、決算の認定に可とするものです。

議長（石堂 基君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和元年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2番（児玉雅善君） 認定第3号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

の認定に反対の立場から討論を行います。

平成 30 年度から県が国民健康保険の運営責任者となり、町は納付金を納めることが義務づけられる制度となりました。

また、国の調整交付金为新設され、交付金は医療費削減や収納率向上の努力を国が判定し、予算を配分するというものです。その結果、町は、一般会計からの繰入解消や滞納制裁の強化、給付抑制の競争にかり立てられることになりました。

1984 年に国は行政改革の名の下に、負担割合を総医療費の 45%から 38.5%に減らしましたが、この時期から国保の財政運営が悪化し、相次ぐ国保税の引き上げが避けられなくなりました。

本町の国民健康保険税の予算は、平成 29 年度の予算では 3 億 8,000 万円余り、平成 30 年度は 3 億 5,422 万円余りです。令和元年度は 3 億 5,220 万円余りです。なぜ、平成 30 年度から減ったのか。それは、町が立てていた医療費の見積りが過大であったことも要因の 1 つだと思います。

令和元年度の一般会計繰入金は、当初予算 2 億 1,419 万 2,000 円に対し、決算では 1 億 5,913 万 3,000 円となっています。また、歳出で見ますと、保険給付費は、当初予算 15 億 7,378 万 2,000 円に対して、決算では 14 億 6,766 万 9,000 円となっております。平成 30 年の決算を見ましても、一般会計からの繰入れは 2,200 万円余りの減額、保険給付費は 3,100 万円余りが不用額となっています。

ほかの市町では、これらの金額を一般会計に戻すのではなく、負担額を削減し、負担軽減につないでいくための基金にしているところもあります。

例えば、姫路市です。姫路市でも決算で毎年 40 から 50 億円を繰り越していました。共産党議員団は、一般会計へ戻すのではなく、負担軽減に回すべきだと主張してきましたが、県が医療費を試算した結果、これまでの市の試算と 40 から 50 億の誤差が出て、医療費の見積りが過大という議員団の指摘が裏づけられ、市も認めざるを得なくなり、平成 30 年度の予算で、今後の広域化による財政の安定化を図り、被保険者への負担軽減のために、姫路市国民健康保険財政安定化基金 40 億円が新たに計上されました。

本町においても、医療費の見積りを的確にし、使わなかった分は、一般会計に戻すのではなく、負担軽減のために使う基金を創設するなど、積極的な負担軽減策を取るべきであったことを指摘し、また、来年度の予算においては、コロナウイルスの影響などで、町民の生活が、さらにひっ迫することが予想されることから、強力な負担軽減策を実施されることを要望して、反対討論とします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 認定第 3 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険事業は、本格的な高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増大などから、持続可能な国民健康保険事業を目指し、県が財政運営の責任主体となり、町は納付金を納める制度となっております。

本町の令和元年度の国民健康保険特別会計の決算額は歳入 20 億 9,079 万 3,000 円。歳出 20 億 7,636 万 9,000 円で、実質収支を 1,442 万 4,000 円の黒字で結んでおります。

一方、保険税の徴収率向上対策として、コンビニ納付や宍粟市との連携による併任徴収などの努力の結果、現年分の徴収率は 97.43%と、昨年に比べ 1.4%も向上し、効果を上げています。その結果、収入未済額は 5,828 万 4,000 円で、昨年の 6,744 万 2,000 円から約 1,000 万円も減少しており一定の評価ができます。今後も創意工夫と納入者への意識づけと、分納誓約の推進等粘り強い徴収努力に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上のことから、被保険者の皆さんが安心して給付を受けられることができるように、安定的に運営されており、賛成の討論とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 3 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 3 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 4 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 認定第 4 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつけるもので、2008 年の制度導入以来、保険料は連続して引き上げられ、令和元年度は平均割額を 558 円引き上げて 4 万 8,855 円に、所得割率は 10.17%にしました。

75 歳以上の高齢者のほとんどの方は、年金収入しかなく負担増になると生活を直撃されます。また、低所得者の均等割特例軽減措置は 2018 年度から 9 割軽減だった方は 8 割軽減になり、保険料は 4,885 円から 9,771 円に保険料が増えました。

高齢者が必要な医療を受ける機会の確保が困難になりかねません。年金の削減や消費税 10%の増税などにより、高齢者の生活がますます苦しくなる中、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担の復元と保険料や窓口負担の軽減こそ必要であったことを指摘し、反対の討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石堂 基君） 加古原議員。

3 番（加古原瑞樹君） 認定第 4 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

ご存じのとおり、期高齢者医療制度は、年々、高齢化が進み医療費が増えていく中、県の広域連合に運営を一元化し、若い世代が高齢者を支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民皆保険を維持していく支え合いの仕組みです。

今年度の決算においても、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合への納付金 1 億 9,796 万 5,000 円がほとんどであります。

また、一般会計から 8,712 万 6,000 円の繰り入れを行いながら、実質収支を 447 万 6,000 円の黒字で結ばれており、本町の高齢者が安心して適切な医療を受けられるため、また、高齢者医療制度の維持のために努力をされております。

このことか決算認定に賛成し、討論とさせていただきます。

議長（石堂 基君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 4 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 4 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 5 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 認定第 5 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

第 7 期介護保険事業計画で介護保険料は、基準月額 5,600 円を 23%、1,300 円引上げ 6,900 円になっています。

要支援者向けの介護予防、日常生活支援総合事業は、町の裁量で実施され、提供されるサービスの種類や量も町任せです。サービス単価は介護保険給付費より低く設定されており、担い手もボランティアなど無資格者でも可能です。

予算にも国から上限がかけられています。国の社会保障削減施策の中であっても、町としては介護の充実、改善を図るとともに、介護労働者の実態を把握し、労働環境の改善を努めるべきでした。

国庫負担の増額、制度の改善は国の責任が第一義ではありますが、住民の命と暮らしを守る町の使命として、一般会計からの繰り入れで保険料、利用料の軽減に取り組むべきであったことも指摘して、反対討論といたします。

議長（石堂 基君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金澤議員。

1 番（金澤孝良君） 認定第 5 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

年ごとに高齢化が上昇し、ますます介護が必要となる方も多くなる中で、少ない費用で介護サービスを受けられるように社会全体で支えていくための保険制度であり、とても重要であります。

その制度を安定した継続をしていくため、介護給付などに要する費用については、国、県、市町村財源により、おおむね半額負担されています。

令和元年度決算におきましても、町の一般会計から 4 億 6,000 万円余り繰り入れされ、安心してサービスを受けることができます。

1 号被保険者、2 号被保険者は所得に応じた保険料が徴収され、保険料と公費、利用者負担金を適切に組み合わせて、制度の持続可能性が高められ、また、低所得者に対しての軽減制度が、さらに充実されており、全体に配慮された会計となっています。

したがいまして、令和元年度介護保険特別会計決算は適切であり、賛成といたします。

議長（石堂 基君） ほかに討論は、ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 5 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、多数です。よって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 6 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 6 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 6 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 7 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第7号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定
されました。
続いて、認定第8号、令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定
されました。
続いて、認定第9号、令和元年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより認定第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり、
認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定
されました。
続いて、認定第10号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認
定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 10 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 10 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 11 号、令和元年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 11 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 12 号、令和元年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 12 号は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 13 号、令和元年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 13 号は、委員長の報告のとおり

り、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 13 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 14 号、令和元年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案について討論を終結します。

これより認定第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 14 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、認定第 15 号、令和元年度佐用町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより認定第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第 15 号は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、認定第 15 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 16. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 16、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙申し出のとおりと決定しました。

議長（石堂 基君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、定例会を閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、第 98 回佐用町議会定例会は、これをもって閉会とします。

午前 10 時 50 分 閉会

議長挨拶

議長（石堂 基君） 閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
今期定例会は、9 月 2 日から本日まで、24 日間の会期を定め、本日閉会の運びとなりました。
その間、令和元年度決算認定や、令和 2 年度補正予算等、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。
特に、決算特別委員会の山本委員長、千種副委員長には、大変ご尽力をいただき、御苦勞さまでした。
また、町当局におかれましても、多くの資料作成等、準備をいただき、厚くお礼を申し上げます。
最後になり、私事で誠に恐縮でありますけども、6 月定例会以降、非常に皆さんにとって、お聞き苦しい声、そしてまた、聞き取りにくい内容で、議事の進行に当たらせていただきました。
今定例会についても、皆様のご協力と、そして、ご理解により無事閉会する運びになったこと、私事ではありますが、心から感謝を申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。
続きまして、庵迺町長、挨拶をお願いします。

町長挨拶

町長（庵迺典章君） 失礼します。皆さん、お疲れさまでした。
それでは、9 月定例議会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶させていただきます。
まずは、本 9 月議会にも、たくさんの議案を提案をさせていただきました。それぞれ、慎重にご審議いただき、原案どおり承認、また、認定をいただきまして、本当にありがとうございます。
特に、9 月定例会におきます主な案件となります前年度、令和元年度の決算の審査に当たりましては、決算特別委員会、山本委員長、そして、千種副委員長の下、慎重にそれぞれご審議をいただき、今日、山本委員長のほうから総括の報告をいただいた中で、一般会計並びに各特別会計につきまして、決算書のとおりに認定を賜りまして、本当にありがとう

ございました。

審査の中で、また、今日の報告にありましたように、多くのいろいろなご質問なりご意見を賜っております。そのことにつきましても、当然、これからの予算編成、また、執行に当たりまして、生かしていきたいというふうに思っております。

こうして、令和2年度も上半期が、もう終わります。このコロナの中で、本当に慌たしい令和2年度、上半期でありました。

しかし、これから10月に入りまして、まだまだ、このコロナの収束というのは、そんなに簡単には収束しないという、そういう中で、また、来年度、令和3年度の予算編成に当たっていかなければならない時期になってまいりました。

こうして、今日、総括の中で、賛成討論もいただきました小林議員のご意見のように、コロナの影響の中で、これから、相当大的な減収が見込まれます。より一層、その予算編成、また、執行に当たっても効率的、効果的に執行できるように努めていかなければならないというふうに思っております。

このコロナの影響というのは、これからが、非常に大きな、経済的な、この活動が停止された中で、長く、この影響が出てくるだろうというふうに思っております。

先般も、兵庫県議会が開会をされて、知事が議会の冒頭、そうした、これからの見通しをお話をされております。議会の中では、1,000億円を超える減収になるだろうというふうにお話をされておりましたけれども、新聞にも、そういう報道をされておりましたけれども、先般、知事と少し時間を長く取って、来年度に向けての要望も含めた懇談会を持ちました。

その中でも、早速、知事のほうから、来年度に向けて、県も予算編成に当たらなければならない。この年度は、大きな補正予算、臨時交付金等を基に、補正予算を組んで、今、当たっているけれども、なかなか、そうした予算が、来年度も確保ができるということは、見通しが立たない。これは国、県、そして、私たち町の財政にとっても同じことだということであります。

その時に、知事は、試算では1,300億円ぐらいな減収になるだろうというふうにお話になりました。県の税収、県税、8,500億円余りあるそうですけれども、その中で、1,300億円も減収になると、とても通常の予算が組めないということで、その対策として、減収対策についても、国にも当然、要望、要請はしていくけれども、国も結果的に同じだと。ですから、県としても、来年度の予算においては、相当、これまでのいろんな事業についても見直しを図らなければならないだろうというような、そんなお話でありました。

特に、今、ここ何年間か、地方創生ということで、それに対して、県も非常に支援を一緒になって、県版の地方創生臨時交付金、また、県版の協力隊員、そういう政策、そして、各県民局に対しましては、県民局の自主事業を行えるように、そうした事業配分が、予算配分がされていましてけれども、そういうことも具体的に取り上げて、そのへんも、なかなか、そうした政策を維持していくことは難しいのではないかという話でした。

しかし、私のほうからは、やはりこういうことは、当然、予期しなかったことですが、今、そうした、これまでの取り組みが全て中止になってしまうということであれば、本当に町としても、その県の支援をいただき、そうした県版の臨時交付金等を活用しながら、今進めている、例えば、木村邸、平福のそうした整備事業なんかについても、単年度で終わることではありまないので、これからの予算を、やっぱり引き続いて、そうした県も支援をしていただかないと、町の事業としても、これまでの努力というもの、なかなか実を結んでいくことができないということで、当然、減収なり、財源がない中で、どこかは、そうした事業の見直しがされるということは、覚悟しなければならないと思っておりますけれども、特に、そうした私たちの小さな財源のない自治体に対しての県の政策としての支援策、これは続けていただきたいということを、強くお願いしたんですけれども、

そういう状況の中で、これから町といたしましての来年度の予算、そして、県も、知事もお話になっておりましたけれども、来年度だけではなくて、これは必ず再来年、また、その次というぐらい、非常に大きく響くだろう。大きな財源となっている企業の法人税、そういうものも今年度大きな赤字になっていくと、かなり景気が回復したとしても、そうした赤字分というのは、相当、次々、各次の年度、次の年度へ繰り越しができるというような措置もされるそうですから、そういうことで、なかなか、この税収が元に戻ってくるというのは、相当時間がかかるだろうと。

そういう意味で、これからが本当に厳しい財政状況が生まれるということ、これは、やはり私たちは、今から覚悟しなければならないという中で、まず、来年度の予算編成についても、そういう見通しの中を持って、できる限り、町民の皆さんへの、いろいろな施策を町としても取り組んでおりますけれども、そういうことへの大きな影響がないように、工夫をしていきたいと、努力をしていきたいと考えておりますので、そういう点におきましても、議員の皆さんのご支援、ご理解をいただきたいと思います。

一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そういう中で、非常に暑かった夏も終わりました、過ごしやすい秋、本確的な秋がやってまいりました。今のところ、今年は、台風の襲来もなく、取り入れのほうも順調に進んでいるようですけれども、まだまだ、9月、これから10月いっぱい、そうした災害にも、当然、警戒もしなければならないと思いますし、特に、コロナのほうも、何とか落ち着いておりますけれども、この間の連休のように、たくさんの人出が戻ってまいりました。そういうコロナと合わせて、経済的な活動、いろんな人の活動も再開していかなければならない、そのへんの中で、十分これから注意しながら、それぞれの一人一人が健康に留意して、元気にコロナと闘いながら活躍、活動をしていかなきゃいけないということでありますので、議員各位におかれましても、健康に十分ご留意をいただきまして、引き続いて、それぞれご活躍をいただきますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。誠に疲れさまでした。ありがとうございました。

議長（石堂 基君）

ありがとうございました。これをもって終了します。